

### 3. 騒音レベル等調査

#### 1) 騒音評価対象区間の騒音測定実施計画

今年度の騒音調査対象区間は次のとおりとなっている。

表1 騒音調査対象区間選定状況

観測種別	住所	道路名	センサ番号
準定点観測区間	津和野町	萩津和野線	40380
	川本町	仁摩邑南線	41130
	川本町	川本波多線	41530

※仕様書より。

#### 2) 騒音レベル等調査

##### (1) 調査内容

調査内容を表2に示す。

表2 調査の概要

項目	内容
騒音測定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・測定項目               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 昼間等価騒音レベル (LAeq, 16h)</li> <li>② 夜間等価騒音レベル (LAeq, 8h)</li> <li>③ 時間率騒音レベル (LA5, LA10, LA50, LA90, LA95)</li> <li>④ 騒音レベルの最大値 (LAmax)</li> </ul> </li> <li>・測定点及び観測時間               <ul style="list-style-type: none"> <li>1.道路近傍 当該道路の近傍で、24時間連続で測定する。(時間平均値)</li> <li>2.背後地 当該道路の背後地で、昼夜・夜間の観測時間帯のうち各2時間について測定する。(時間平均値)</li> </ul> </li> </ul>
交通量測定	<p>騒音測定と同一地点において、騒音測定中の昼間・夜間の観測時間帯のうち各2時間について測定する。(各時間10分間値)</p> <p>対象とする車種区分は以下の通りとする。</p> <p>小型車, 大型車, 二輪車</p>
平均走行速度測定	<p>道路近傍における騒音測定と同一地点において、騒音測定中の昼間・夜間の観測時間帯のうち各2時間について、上下別に各10台をサンプル測定し、通過時間を計測する。</p>
道路構造調査	<p>地域評価(画的評価)に先立ち評価対象道路の道路構造として、以下の項目を調査する。</p> <p>なお、①、②は目視による調査(調査資料に記入する形式)、③はメジャーを使用して測定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①路面状態(アスファルト・排水性舗装等)</li> <li>②遮音壁の設置状況</li> <li>③騒音測定地点の道路横断面構造調査</li> </ul>
建物属性調査	<p>地域評価(画的評価)の対象範囲(区間延長の上下線道路端より背後に50mの範囲)にある建物について、電子地図(ゼンリン ZmapTown II)を基に現地にて目視による補足を行う。</p> <p>調査した項目は以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①建物用途(独立住居・集合住宅・非住居系等)</li> <li>②建物構造(コンクリート造・木造)</li> <li>③家屋戸数</li> <li>④新築建物及び解体建物</li> </ul>

(2) 調査対象区間

調査対象区間は、表 1 に示した区間とした。

調査地点の詳細図を図 2-1～図 2-2 に示す。

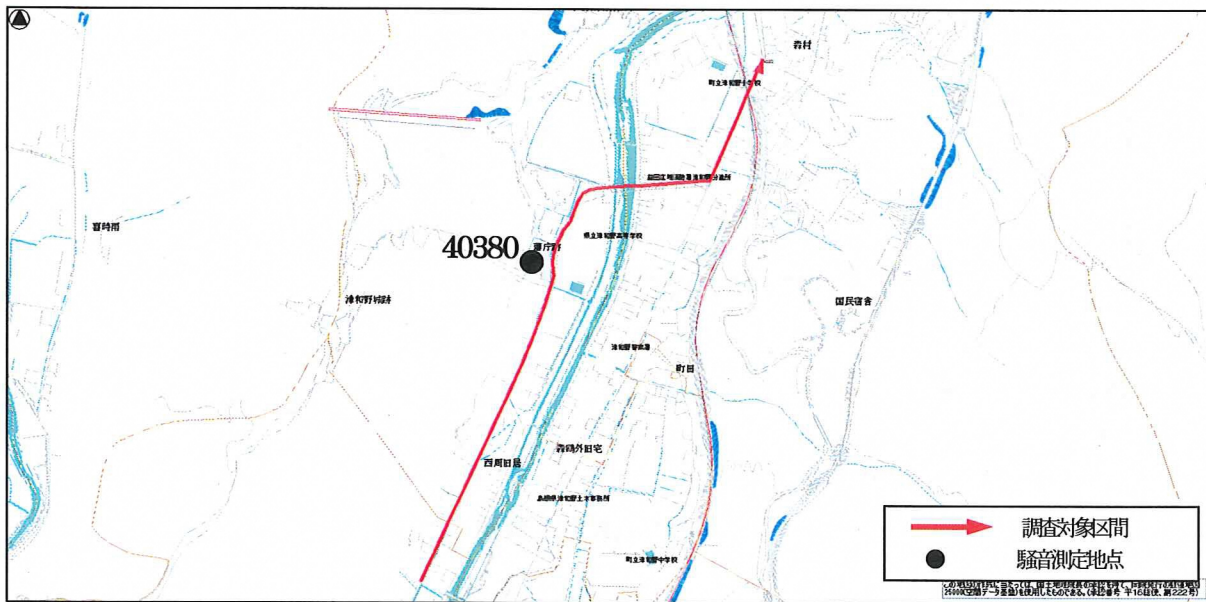


図 2-1 調査対象区間 (津和野町)

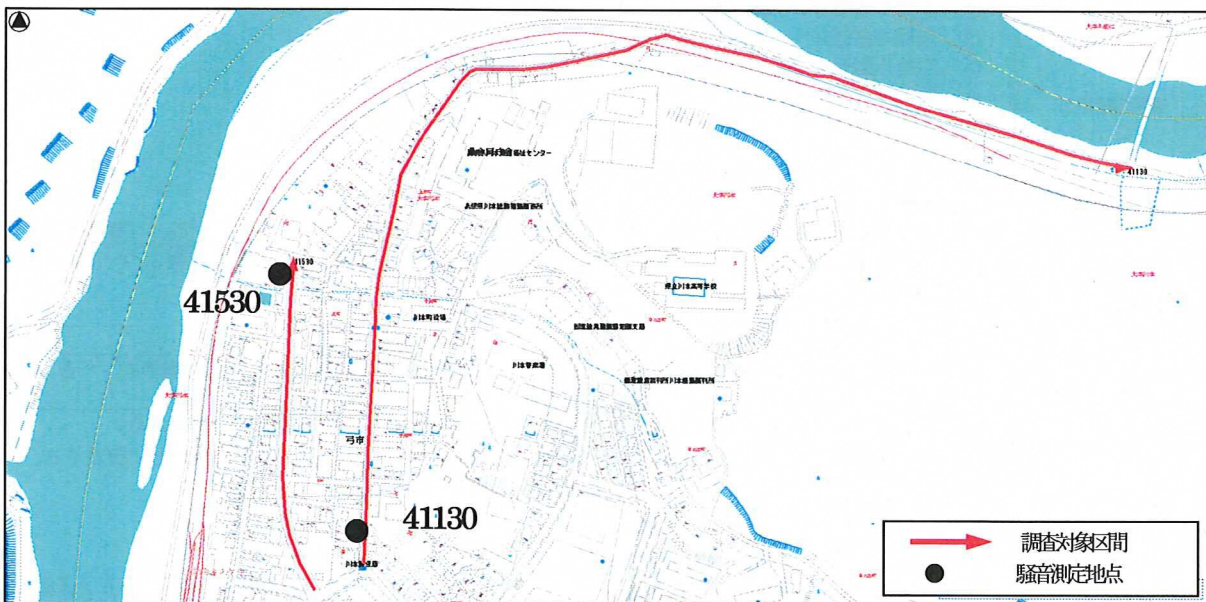


図 2-2 調査対象区間 (川本町)

(5) 調査方法

調査方法は、「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号）の方法に準拠し、表 4 のとおりとした。

表 4 調査方法

項目	調査内容	
騒音測定	測定機材	積分型普通騒音計 NL-42, 62 (リオン株式会社製)
	測定高さ	地上 1.2m
	測定位置	道路交通騒音の状況を把握できる位置とした。なお、背後に壁等がない位置を設定した。
	測定方法	測定方法は、JIS Z 8731 「騒音レベル測定方法」に準拠した。
	測定時間	24 時間連続で行った。
	測定項目	等価騒音レベル ( $L_{Aeq}$ ) 時間率騒音レベル ( $L_{A5}$ , $L_{A10}$ , $L_{A50}$ , $L_{A90}$ , $L_{A95}$ ) 騒音レベルの最大値 ( $L_{Amax}$ )
	動特性	fast (速い)
	その他	騒音測定用のマイクロホンには、風雑音の影響を避けるため、防風スクリーンを使用した。
道路構造調査	①、②は目視による調査 (調査資料に記入する形式)、③はメジャーを使用して測定する。 ①状態 (アスファルト・排水性舗装等) ②遮音壁の設置状況 ③騒音測定地点の道路横断面構造調査	
建物属性調査	地域評価 (面的評価) の対象範囲にある建物について、電子地図 (ゼンリン ZmapTown II) 等を基に現地にて目視による補足を行う。 調査した項目は以下の通りである。 ・建物用途 (独立住居・集合住宅・非住居系等) ・建物構造 (コンクリート造・木造) ・家屋戸数 ・新築建物及び解体建物	

(6) 環境基準

騒音に係る環境基準を表5に示す。

表5-1 地域の類型および基準値

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A及びB	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

- (注) 1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。  
 2 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。  
 3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。  
 4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。  
 5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表（表5-2）の基準値の欄に掲げるとおりとする。

表5-2 道路に面する地域の区分および基準値

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考 車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表（表5-3）の基準値の欄に掲げるとおりとする。

表5-3 幹線交通を担う道路に近接する空間における基準値

	基準値	
	昼間	夜間
近接空間	70 デシベル以下	65 デシベル以下
非近接空間	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考  
 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。

#### 4) 考察

##### ① 近接空間・非近接空間別評価

今年度の評価結果を考察すると、評価区間全体における昼夜とも環境基準を満足した割合は100.0%であった。近接空間・非近接空間別では、昼夜とも環境基準を満足した割合は、近接空間・非近接空間いずれにおいても100%であった。

表11-1 評価結果概要（近接空間・非近接空間別）

近接/非近接	昼夜とも 基準値 以下	昼のみ 基準値 以下	夜のみ 基準値 以下	昼夜とも 基準値 超過
全体	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
近接空間	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
非近接空間	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%

##### ② 道路種類別評価

昼夜とも環境基準を満足した割合は、都道府県道で100.0%であった。  
環境基準の達成率は高いものであった。

表11-2 評価結果概要（道路種類別）

道路種別	昼夜とも 基準値 以下	昼のみ 基準値 以下	夜のみ 基準値 以下	昼夜とも 基準値 超過
都道府県道	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%

##### ③ 評価区間別の評価結果

全評価区間(3区間)で昼夜とも環境基準を満足した割合が100%であった。  
環境基準の達成率は高いものであった。

表11-3 評価結果概要（評価区間別）

評価 区間 番号	路線名	昼夜とも 基準値 以下	昼のみ 基準値 以下	夜のみ 基準値 以下	昼夜とも 基準値 超過
40380	萩津和野線	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
41130	仁摩邑南線	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
41530	川本波多線	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%